

宗門掟（従公儀邪宗門御触示）

—— 京坂「切支丹」一件後における東本願寺学僧の演説 ——

松 金 直 美

はじめに

『宗門掟（従公儀邪宗門御触示）』（同朋大学仏教文化研究所蔵・橘氏寄贈本・T三六七¹）は、文政十三年（一八三〇）正月十九日午尅に、東本願寺の仮寢殿²に招集された洛陽の末寺に対して、学寮の講師である易行院法海（一七六八〜一八三四）が行った演説の記録である。かかる演説は、この先月に裁決が下された「切支丹」事件をうけて行われた。

文政十年（一八二七）、京都・大坂で「切支丹」が発覚し、文政十二年（一八二九）十二月に処罰が下された（以下、「京坂「切支丹」一件」と称する）。真宗佛光寺の末寺である、摂津国西成郡北宮原村（大阪府淀川区宮原）にある円光寺の門徒であった「さの」という女性がとらえ

られたことを発端として、次々に「切支丹」が摘発された事件である。

摂津国西成郡川崎村（大阪市北区）に住む「さの」は、家主である与兵衛をはじめ諸人へ、病気の加持祈祷をしたり、繁栄をもたらす「修治之法」を勧め、過分に金銀などを徴収した。それは「御制禁之宗門」の祈念であり、人々を惑わすものであるとして、大坂町奉行の穿鑿・吟味をうけた。この「さの」は、「きぬ」という女性の弟子となり、土御門家配下の陰陽師でもある豊田みつきの「修治之異術」を受け継いだという。その「女陰陽師」の豊田みつきは、閑院宮家で祐筆をしていた水野軍記から教えを受けており、この水野軍記に始まる信仰であった。つまり「水野軍記↓豊田みつき↓きぬ↓さの」と伝授されてきたのである【表1】。各人には他にも弟子がおり、この信仰はさらに広がりをみせた。³

【表1】京坂「切支丹」一件主要処罰者・旦那寺一覧

「切支丹」 処罰者名	人的関係	「切支丹」の処罰	旦那寺名	旦那寺の住所	旦那寺の現住所	宗派	住持	処罰
水野軍記	教祖	吟味以前病死 …文政七年（八二四） 十二月没	雲晴寺	京都五條醒井 魚之店下ル町	（京都府右京区太秦 堀ヶ内町カ）	本願寺末寺	大瑞	退院
豊田みつき	陰陽師 水野軍記の弟子	大坂三郷町中引廻之上磔	大乘院	京都二条川東	京都府左京区仁王門通 川端東入大菊門	法華宗頂妙寺塔頭	是観	退院
きぬ	豊田みつきの弟子 さのと「姉妹之約」 を結ぶ	吟味中病死に付 塩詰之死骸 大坂三郷町中引廻之上磔	蓮沢寺	天満一町目	（大阪府北区川崎町カ）	本願寺末寺 （東本願寺派）	全正	退院
さの	きぬの弟子 きぬと「姉妹之約」 を結ぶ	塩詰之死骸 大坂三郷町中引廻之上磔	円光寺	雨宮権左衛門知行 摂州西成郡北宮原村	大阪府淀川区宮原	一向宗佛光寺末寺	正流	退院
桂蔵	水野軍記の弟子	吟味中病死に付 塩詰之死骸 大坂三郷町中引廻之上磔	浄光寺	白子裏町（現・大阪府 西区土佐堀・江戸堀） ※同所に現存せず。	不明	本願寺末寺	貫了	退院
平蔵	水野軍記の弟子	大坂三郷町中引廻之上磔	寒山寺	天満西寺町 ※同所に現存せず。	（大阪府箕面市箕面カ）	禅宗臨濟宗 （臨濟宗妙心寺派カ）	孝邦	退院

※「大坂切支丹一件」（聖心女子大学図書館蔵）、「大橋二〇〇三」掲載の「関係者一覧」をもとに作成。

「さの」が「きぬ」より伝授された信仰は、表向き、稲荷明神下げと表するものであり、当初は「切支丹之邪法」とは聞かされていなかったものの、「切支丹」と知ってからも、より深く信仰していったようであ

る。ただしその内容は、井戸の水や瀧にて浴水したり、山中での修行を積み重ねること、病気の加持祈祷ができ、吉凶や未来を見通せるようになるものであるとあり、キリスト教の信仰とは言い難く、修験道や陰陽道などの類似性を想起させる。

これまでに、処罰された「切支丹」については様々な視点から言及されているものの^④、処罰された人々の旦那寺に関する言及はほとんどみられない。当該事件では、「切支丹」のみならず、「切支丹」の旦那寺住持やその組寺も処罰を受けていることから、事件の全体像を明らかにする上で、それらの寺院やその寺院が所属する仏教教団について考察することも重要であると考ええる。当該事件で処罰された「きぬ」は、東本願寺末である蓮沢寺の門徒であった。本史料は、門徒から「切支丹」が発覚した真宗東本願寺教団のといった対応の一端を知りうる内容である。

内容紹介

前述したように、文政十三年（一八三〇）正月十九日午尅、東本願寺の仮寝殿へ洛陽の三等中（院家・内陣・余間）と一般の法中が招集され、易行院法海による演説を聴聞するよう命じられた。その状況については、東本願寺の『上檀間日記』文政十三年一月十九日条にも、略席図とともに記されている。

演説に先立ち、まず用番二名が書付二通を入れた籠箱を出してきた。そして集会所の役僧である常徳寺が、①公儀からの

右二同	上檀	左二同
空齋回廊中 御三方	○御用番	旦那川 御座 御座 御座
	洛陽御中	御座 フスマ

文政13年(1830)正月19日
易行院法海演説
(於東本願寺仮寝殿)
略席図

邪宗門に関する触、②本山（東本願寺）からの書立、を拝読した。その趣旨は次のような内容である。大坂において切支丹宗門の者が発覚し処罰された。その際、宿坊や組合の寺院も処罰された。したがって、邪宗門と疑わしい者がいれば届け出るように、というものである。

続いて行われた法海の演説では、本山東本願寺からの通達の趣旨を次のように述べている。門徒から「切支丹」でないことを誓約する調印をさせた「宗門請合一札」を提出することが、末寺の住職にとって最も重要な寺役である。その際、慶長以来の公儀から出された条目の内容をよく心得て、それを門徒に伝え、厳密に取り調べた上で、門徒に調印させるべきであるとする。その公儀条目の内容に照らし合わせて取り調べをし、疑わしい者がいれば、速やかに届け出て「邪宗門ノ根ヲタチ葉ヲカラサネハナラヌトアル公儀ノ御政道」であるという。

次に説明されるのが「慶長十八年丑五月宗門旦那請合ノ掟」十五ヶ条の概略である。つまり慶長以来、公儀から出された諸条目の出発点に位置づけるものである。

「慶長十八年丑五月宗門旦那請合ノ掟」とは、慶長十八年（一六一三）五月付で全国の諸寺院に向けられた幕府法令である。切支丹・不受不施・悲田宗の見分け方を示し、宗門改を厳重に行うように指示した内容である。ただし、不受不施派は寛文五年（一六六五）、悲田宗は元禄四年（一六九一）に禁止されていることから、偽法令であると指摘されている。成立については不詳であるが、明和八年（一七七七）には確実に存

史料翻刻

在し、寛政年間（一七八九〜一八〇一）以降、書写の事例が多くみられるようになる。朴澤直秀氏は、以上のように史料の概要を紹介し、寺檀制度に関する通念の形成と変容を考察しうる素材と位置づけている⁶⁾。ただし、成立やその後に流布した要因は判然としない点も多い。本史料は、かかる偽法令が活用された実態を知りうる史料としても貴重である。

その後、登山・浴水によって不動心を獲得するなど、邪宗門の行為の具体的内容が説明される。そして邪宗門が広まれば、神道・仏法・王法仁義の道が廃れ、神国から魔国となってしまうとし、「異国ノ切支丹ノ頭」は切支丹を広めて、領地を奪い取ろうとしているとも言われていると述べる。

ただし、末寺僧侶が自信教人信を旨として、門徒へ教化を行き届かせられたならば、邪宗邪法へ入る者はいない。「御預リノ御門徒中」へ仏法・世法の実意を教諭することが、末寺僧侶の果たすべき役割であることを強調し、演説を終えている。

京坂「切支丹」一件にて門徒から「切支丹」が発覚し、その旦那寺住持が退院の処罰を受けてしまったことで、東本願寺教団は、相当の危機感を抱いたことであろう。そのため、学寮の講師が洛陽の末寺へ対し、「慶長十八年丑五月宗門旦那請合ノ掟」などの公儀条目に基づいて、宗門改の担い手の責務として、「切支丹」の取り調べと教化の徹底を図るよう伝えたのが本史料に記述された演説である。

（表紙上書）

「宗門

掟

（朱筆）（寅／一印）

従公儀

邪宗門御触示 ㄱ

文政十三庚寅正月十九日午尅飯寝殿於

対洛陽御末寺 易行院大講師演説聞書

常德寺曰

此度公儀ヨリ邪宗門ノ義ニ付御触示コレアリ、猶又御寺法ヨリ御書ヲ以

テ仰渡サル、間一同謹テ承ラレヨ

公儀御触書読上

御本山御書立読上

易行院講師演説

只今公儀ノ御触書御本山ノ御書立拝聴アラレタル通りニ、今般切支丹宗門ノ由ニテ異法ヲ行ヒタルモノ露顕ニ及ヒ厳科ニ処セラレ大坂表ニ於テ御仕置コレアリ、宿坊并ニ組合ノ寺迄モ嚴重ニ御咎ヲ仰付ラレ、尚又御書立ヲ以テ御触示アラセラレル赴キハ、右邪宗門ノ儀イヨ／＼御穿鑿ヲトケラルヘキ条、銘々無由断相改メ、自然疑シキ者コレアラハ、早く其

筋へ可申出、品ニヨリ御褒美ヲモ下サレ、其者ヨリ仇ヲナサ、ルヤウニ仰付ラル、若シ見聞ニ及ヒ乍ラカクシヨキ、他処ヨリ顛ル、ニ於テハ、其ノ処ノ者迄モ罪科ニ行ハルヘキトノ御沙汰ナリ、夫ニ付テ今般御本山ヨリ御示シアラセラル、赴キハ、御末寺ノ面々宗門請合ノ一札ヲ差出ス事ハ、住識^⑧ノ身ニ取りテハ寺役ノ第一ニシテ大切ナル事ナレハ、慶長以來追々仰出サル、公儀御条目ノ赴キ篤ト相心得、ヨク吟味ヲ遂テ調印セシムヘキ事勿論ナル処ニ、其ノ義ナク等閑ニ心得輕率ニ宗旨請合ノ証狀ヲ差出シ、短ニ此度ノ如ク嚴重ノ御咎メヲ蒙ルヤウニナリテハ一寺ノ住識^⑧ノ役義モ立難、公儀御本山ニ対シ恐入奉ルヘキコトナリ、コレニヨリテ向後ハ御条目ノ赴キ堅ク相守リ、精密ニ相糺シタル上宗旨証文差出スヘシトノ御示シナリ、尔ルニ慶長以來追々仰出サル、御条目トアルハ、マツ切支丹邪宗門ハ神國ノ敵佛法ノ敵ナル故、公儀ニ於テ嚴ク御制禁アラセラレ、慶長十八年丑五月宗門且那請合ノ掟ト標頭ヲオカセラレテ十五ヶ条ヲ御立ナサレ、日本諸寺院中へ御触示アラセラレ、且又バテレン切支丹ノ訴人各御褒美ノ員數ヲ定メサセラレテ高札ヲ御立ナサレ、又寛文元年丑ノ七月ニハ切支丹御制禁ノ義ニ付テ三ヶ条ヲ以テ御触示ナサレ、同四年十月ニモ五ヶ条ヲ以テ御触示アリ、尚其ノ後貞享四年卯六月ニハ八ヶ条ヲ以テ切支丹邪宗門ノ御法度ノ義ヲ御示シナサレ、同年十月ニモ十二ヶ条ノ御触示アリ、如此度々ノ御条ヲ以テ御嚴密ニ御示アラセラレ、御制禁アラセラル、コトナレハ、夫々ノ宗門ノ寺院ノ住識^⑧ハヨク相心得テ其御条目ヲ以テ吟味ヲトケ、モシ疑ハシキ者アラハ速ニ申出スヘキ

宗門掟（從公儀邪宗門御触示）

コトニテ、邪宗門ノ根ヲタチ葉ヲカラサネハナラヌトアル公儀ノ御政道ナリ、尔ル二十五ヶ条ノ中ニ於テ拾ヒアケテ申ス時ハ、先第一ニ切支丹ノ法ハ不_レ顧_レ死入_レ火不_レ燒入_レ水不_レ溺身ヨリ血ヲ出シテ死ヲナスヲ仏トスル実ニ邪宗邪法也、コレニ依テ死ヲ輕ニスル者ヲハ急度吟味ヲトケヨトノ掟ナリ、又切支丹ハ神國ヲ妨ル邪法ニシテ、此ノ宗ニモトツク者ハ釈迦ノ御法リヲ不用ユヘニ、且那寺且役ヲ妨ケ仏闍ノ建立ヲ嫌フ者ナルユヘ、若シ左様ノ者アラハ吟味ヲトケヨトノ御示ナリ、又頭且那タリトモ其ノ宗門ノ祖師忌・益・正月・両彼岸且又両親ハ勿論先祖ノ命日ニタヘテ寺へ參詣セヌモノアラハ、ソレハ紛シキ者ユヘ判形ヲ引宗門役処へ断リ、急度吟味ヲトケヨトノ御示ナリ、又切支丹ノ者ハ不受不施ト云テ他宗ノ者ハ物ヲ施サス、又他宗ノ者ノ施ヲ不受、コレニヨリテ先祖ノ年忌ナトニモ僧ノ弔ヒヲウケス、其宗門寺へ表向ハカリ一通リノ志ヲ差出シテ、内証ニテ一類ノ俗人ハカリヨリ合弔ヒヲイタシ、若シ僧ノ来ルコトアルトキハ不真ニシテ不用、如此其邪宗ヲ信スル仲間斗リ相交ルコトユヘニ、自ラ君臣父子兄弟夫婦朋友ノ五倫ノ間ニモ実ヲ失ヒ鰥寡孤独ノ窮民ヲ憐ミ施スト云コトモナク、王法仁義ニ背キ、人間ノ道モスタリハテルコトユヘ、若左様ノ者アラハ急度吟味ヲ遂ヨトノ掟ナリ、又コノ邪家ノ本尊ハ牛頭切支丹頂須ト云、又ハ大頂須ト名ケテ、此仏ヲ崇メテ鏡ヲ見ルトキハ我影^カ仏面トナリ、又コロフト云テ此ノ邪宗ヲ改メテ回心シタル者ハ忽チ鏡ニ向ヘハ我影犬トミユルトアル、是邪法ノ鏡ナリ、ヨテ一度此鏡ヲ見ルモノハフカク牛頭切支丹ヲ信仰シ、ツヒニ日本ヲ魔國ト

ナサントスル、サレトモ邪宗門ノ吟味ツヨキ神国故、カノ堂類ノ者ハワ
 サト表向一通リ仏法ノ寺ノ宗門ニ元ツキテヤハリ内心ハ不受不施ナル者
 カアルユヘ、ヨク／＼吟味ヲ遂ヨトノ御示ナリ、又親代々ヨリ法ノ宗門
 ニ紛レナトモ其ノ子ハイカナル勸メニヨリテ邪法ニ組シテオルカモシレ
 ヌコトユヘ、家ノ替リニハ宗門ノ寺ヨリ吟味ヲ遂ケ、仏法ヲ勸メ談義講
 經ヲナシテ參詣ヲイタサセ、又旦那役ヲ申付、夫々寺仏用修理建立ヲツ
 トメサセヨ、コレラノコトヲ嫌フモノハ邪宗門ニ紛ハシキモノ故、吟味
 ヲ遂ヨトノ御示ナリ、又先祖ノ仏事ニ足手達者ニシテ行歩タシカナル者
 カ參詣ヲセス、不沙汰ニ取行フ者アラハ吟味ヲトケヨ、尚又其者ノ持仏
 道具物等ヲヨク／＼見届ケ、宗旨ノ邪正ヲ相改メヨトノ掟ナリ、已上十
 五ヶ条ノ中ヨリ拾ヒ出シテ略シテ弁スルコト如是、尚又□邪宗門ニハ登
 山落水不動心ノ行トイフコトカアリテ、秘法ヲ授ル前ニハ身ヲコラシ心
 ヲ堅メル行ヲツトメルコトニテ、タトヒ婦人タリトモ夜深ニ山ニ登リ、
 恐シキ処ヲ立マハリテ、少シモ臆セスニ心ヲカタメ、或ハ夜フケテ瀧水
 ニウタレ、或ハ寒中ニ井水ヲ汲テカ、リ苦行ヲイタシテ身ヲコラ□心ヲ
 カタメテ、モハヤイカヤウナコトカアリテモ秘法ヲ授ケ、天帝ヲ念スル
 時ノ陀羅尼ノ唱ヘヨフヲ伝ヘタリ、或ハ病氣ノ加持金銀等ヲ集メル修行
 ヲ伝ヘ、吉凶ノ未然ヲシル秘法ヲ伝授スル事ニテ、加様ナル怪シキ邪宗
 ユヘコレラノコトヲヨク心得テ吟味ヲ遂ネハナラヌコトナリ、尔ルニ公
 儀ニ於テコノ切支丹邪宗門ヲ深ク御制禁アラセラル、訳ハ、右ノ通りノ
 邪法ユヘ此ノ宗門弘ルトキハ神道モスタレ仏法モ破滅シ王法仁義ノ道モ

スタリハテ、神国変シテ魔国トナルユヘニ、堅ク御制禁アラセラル、
 尚其上ニ異国ノ切支丹ノ頭ハ国々ニ其手先ヲマワシテ其ノ宗門ヲ弘メ我
 方ニ從ハシメテオヒテ、ツヒニ其国ヲ奪ヒトリ我領地トスルト云説モア
 ルコトナレハ、実ニ恐ルヘキコトニテ神国ノ敵仏法ノ敵、此切支丹ノ邪
 法ニコスモノハナヒ、コレニヨリテ嚴密ニ御制禁アラセラル、尔レハ
 御末寺ノ面々は等ノ事ヲヨク／＼心得テ由断ナク相糺シテ、其上ニ宗旨
 請合ノ証文ヲ指出セヨトノ御示ナリ、ツ、マル処ハ御末寺僧分ハ自信教
 人信ノ義肝要ニシテ先ツ我身ニ報土往生ノ信心ヲ決定シ報謝ノ念仏ヲ喜
 ヒトナヘ不律不如法ノ振舞コレナキヨウニ日□ニ行状ヲ慎ミ、其上御預
 リノ御門徒ヲハ一人テモ地獄ニ落シテハナラヌト我受持ニイタシ、御一
 流ノ御教化ノ赴キヲ由断ナク教示ニ及ハレ、往□ノ安心ハ勿論、王法仁
 義ノ掟ヲモ念ゴロニ申諭シテ、一人々へ御教化行届セラル、トキハ邪宗
 邪法へ引入レラル、筈ハナヒ、尔レハ僧分ノ面々自信教人信ノ義ヲ本ト
 シテ、師旦一同ニ潤シク法義相續イタシ、其上ニモ紛シキ者アラハ急度
 吟味ヲ遂テ申シ出セヨトアル御示ナリ、同ミニ御示アラセラル、コ
 トハ公儀御嚴制ノ邪宗門ニテハナケレトモ、愚昧ナルモノカ御一宗ニ於
 テ御法義筋ヲ心得違ヒ、ヒソカニ異法義ヲ執心シテ人ニカクシテ其堂類
 ハカリヨリ、アヒ互ニ談合スル者モ有ルコト粗相聞ヘテ実ニ言語道断不
 届キノコトナリ、都ヘテカクシテヒソカニ伝ウル法義ハ秘事法門ト名ケ
 テ御制禁ノコトナリ、此ノ浄土真宗ハ私シナラサル御教化ニテ御開山聖
 人ノ御興行ヨリ已來代々ノ善知識相承血脉シ玉ヒ、スコシモ隠シ玉フコ

トナク一天四海比類無盛ニ御化導アラセラレ、諸国ノ御門葉一人々々他力ノ信心ヲ決定セシメ、普ク報土往生ヲトケシメ玉フカ御相統ノ御本意ニシテ、日月ヲカ、ケタル如ク御弘通アラセラル、御一流ノ御法義也、シカルニ其善知識ノ御教化ニシタカハスシテ愚痴文盲ノ者カ私シニミタリニ法義ヲ構ヘテ執着スルト云モノハアサマシトイフモ尚愚カナリ、タトヘハ明々タル日月ノ光リノ下タニアリ乍ラ、其ノ明ナル光リヲ知ラスニ我火打ノ火ヲ明ナルモノソト執スルヤウナモノテ、アワレミ悲ムヘキ浅間布也、是ニヨリテ手次坊主疎遠ニ打スル門徒ハ、ヨク／＼吟味ヲトケ手次ノ僧分ヨリ御宗意掟ノ赴キ念ゴロニ教示ニ及ハレ、師且睦ク法義相統致ストキハ住持寺務ノ実意モ顕レ、宗門ノ邪正ハ申ニ及ハス、万端何事モ□路ニ赴キ国恩ヲ重シ王法仁義ヲ本トシテ人間ノ道ヲ守ルヤウニナルユヘ、自ラ公儀御苦勞筋モウスクナル事ニテ、是則御末寺ノ僧分治世ノ国恩ヲ報シ奉ル道理ナレハ、銘々申合サレ御預リノ御門徒中へ仏法世法ノ赴キ怠慢ナク実意ヲ以テ教諭アラル、カ肝要、コレ迄

東照宮様 御垂範

- 一、切支丹ノ法ハ死ヲ不レ願身ヨリ血ヲ出シテ死セハ成仏ト立ル故ニ天下法度嚴密也、実ニ邪宗邪法也、依之死ヲカロウスル者ハ可遂吟味事、
- 一、切支丹ニ望着者ハ韃鞨^{タタリ}国ヨリ毎日金子七厘宛与ウ、天下切支丹ニ成シ諸国ヲ始メテ邪法ナリ、此ノ宗二本付者ハ釈迦ノ法ヲ不用故ニ旦那寺ノ且役ヲ妨ケ仏法ノ建立ヲ嫌フ、依テ可吟味ヲ遂事
- 一、頭旦那成共宗門ノ祖師忌・仏忌・盆・彼岸或ハ先祖ノ命日絶テ参詣

宗門掟 (從公儀邪宗門御触示)

セズンバ判形ヲ引テ宗旨役所エ断リ急度可遂吟味事

- 一、切支丹不受不施先祖ノ年忌僧ノ弔^{トウ}不^レ請^ト当日宗門寺エ一通リノ

(以下中断)

註

- (1) 写本、七丁、縦二四・六cm×横一七・二cm。高橋良政編「同朋大学佛教文化研究所蔵古書目録」(『同朋大学佛教文化研究所紀要』第二十六号、二〇〇七年、二九五頁)。
- (2) 文政六年(一八二三)十一月十五日、東本願寺は御殿内からの出火により焼失した。文政十三年は再建に着手したばかりの頃であり、本建ての寢殿が完成するまでの「仮寢殿」と考えられる。【拙稿「二度の飯向堂建立」(『真宗本廟(東本願寺)造営史―本願を受け継ぐ人びと―』、真宗大谷派宗務所出版部(東本願寺出版部)、二〇一年)参照】
- (3) 大橋幸泰「(史料紹介)「大坂切支丹一件」(聖心女子大学図書館蔵)」(『研究 キリシタン学』四、キリシタン学研究会、二〇〇一年)、(『邪宗門一件書留』(慶應義塾大学図書館・東京大学史料編纂所蔵)。近年の研究としては、以下がある。大橋幸泰「(史料紹介)「大坂切支丹一件」(聖心女子大学図書館蔵)」(『研究 キリシタン学』四、キリシタン学研究会、二〇〇一年)、同「文政期京坂「切支丹」考―異端研究序説―」(『日本歴史』六六四、吉川弘文館、二〇〇三年)、同「近世の秩序と「異端」と「切支丹」」(『キリシタン文化研究会会報』一二二号、キリシタン文化研究会、二〇〇三年)、同「邪」と「正」の間―近世日本の宗教序列―」(『身分論をひろげる』(江戸)の人と身分六、吉川弘文館、二〇〇一年)。林淳「近世後期における土御門家・陰陽師」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』二四、愛知学院大学人間文化研究所、二〇〇九年)、同「天主教と女陰陽師」(『愛知学院大学文学部紀要』第四一号、愛知学院大学文学
- (4)

会、二〇一一年)。

(5) 『東本願寺史料』自文化十四至天保五年(達如上人時代)(宗学院、一九三九年)。

(6) 朴澤直秀「近世における寺院関係偽法令の流布をめぐって」(東京大学大学院人文社会学系研究科・文学部日本史学研究室編『近世政治史論叢』東京大学大学院人文社会学系研究科・文学部日本史学研究室、二〇一〇年)、青柳周一・曾根原理・朴澤直秀「米原市柏原成菩提院所蔵史料の紹介と解説」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第四号、二〇一一年、史料四)、朴澤直秀「いわゆる「宗門檀那請合之掟」と「諸寺院条目」(『日本歴史』第七七四号、二〇一二年)、参照。